

甲府家庭裁判所委員会 議事概要

1 日時 平成19年7月3日(火)午後2時から午後4時30分まで

2 場所 甲府家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員・五十音順)

岡村委員, 川手委員, 佐藤委員, 寺井委員, 内藤委員, 永井委員, 奈須委員,
宮沢委員, 宮島委員, 山口委員, 吉沢委員

(甲府家庭裁判所)

谷口事務局長, 小野事務局次長, 高橋総務課長(進行役), 原首席調査官, 板橋次席調査官, 春日首席書記官, 細谷訟廷管理官, 相澤総務課課長補佐(書記),
井上庶務係長

4 議事等

(1) 新任委員の紹介

(2) テーマ設定の趣旨及び進行予定の説明

(3) 裁判所からの情報提供と意見交換

第1セッション

最近の少年非行をどのように理解するか。

ア 非行の特徴(戦後からの概観)の説明

イ 現在の事件動向の説明

ウ 意見交換

第2セッション

家庭裁判所の役割について

ア 最高裁判所作成のビデオ「少年審判(～少年の健全な育成のために～)」

の視聴及び少年事件手続の説明

イ 意見交換

(4) 意見交換の概要

別紙のとおり（ は委員， は甲府家庭裁判所の発言）

5 次回委員会のテーマについて

「少年事件について～再非行防止への取り組みについて～」をテーマとして取り上げ、意見交換等を行う予定とした。

6 次回委員会期日

次回（第10回）期日を平成20年2月19日（火）午後2時からとした。

(別紙)

1 第1セッションでの意見交換

日頃、少年事件に関し、どのような印象を持たれているか御意見を聞かせていただきたい。

現在の子ども達は、携帯電話やインターネットを使ってコミュニケーションを取っているため、当事者同士が直接会話もないままけんかになることがある。また、子どもを幼稚園に預けている母親同士も、先生の悪口をインターネット上で掲載していることもある。このように見えない相手と戦っている現状がある中で、親としても、携帯電話などを子どもに渡すためになすべき手立てがなんなのかということが分からないままの状態であり、難しい状況にあると思う。

少年犯罪の低年齢化は、家庭や地域の教育力が低下していることに起因しているのではないかとすることでその教育力を高めていくために研修会等を行っているが、現在の子ども達は、生活は豊かであるが、心が貧しく、何が正しく、何をしてはいけないのかといったことや、命の大切さなどあたりまえのことが分かっていないように感じる。

また、コミュニケーションができない親が多く、そのことが子どもに反映している。少年の犯罪は、心の問題が大きいことから心を育てることが大切である。そのためにも、地域で子ども達を育てようとする必要がある。

山梨県においては、地域社会を大切にしようという雰囲気があるように感じるが、昔と変わってきているのか。

都市部では希薄になりつつあるが、山間部では地域社会のつながりはまだまだあると言える。PTAの集まりを見ても、都市部では1割くらいの親しか出席しないが、山間部ではだれが来ていないのかが分かるくらいである。

子どもの状況について、学校も親も掴みかねている中、その把握のための取り組みを学校では行っているようだ。私の知り合いから聞いたところによると、例えば、お弁当の残し具合を観察することで、残りが多いクラスは問題が多く、

少ないクラスは、非常に円満に上手くいっているといった様子も窺えるとのことである。このように、何らかの切り口で調べる方法があるから、家庭裁判所がそうした取り組みをすることも重要であろう。そして、そうした分析に基づき、裁判所側から、家庭裁判所に来る前の子ども達に対して、事前にアクションを起こせばよいのではないかと感じた。

子どもと話をすると、「愛されていない」とか「自分なんていなくていいんだ」と言う子どもと出会う、子どもが自信を持っていないようだ。また、親は親で、自分自身が不安であることから、自分らしい子育て、愛情を降り注ぐことができないようである。そうした傾向は、年代的には40代半ばより後の世代の親に見られるように感じる。体験不足は、体験で補うことが必要であるから、多くの人と話し、悩みを出し合う機会を持つことが重要であろう。

2 第2セッションでの意見交換

(1) 審判官が審判において決定を言い渡す直前でビデオ上映を中断し、行った意見交換。

御覧のビデオのようなケースで、この少年に対し、家庭裁判所はどのような判断をするのが適当だと考えますか。

微妙な問題ではあるが、基本的には、少年に対し、再教育を期待するという立場を取るのか、ペナルティを受けさせて、再教育とするという立場を取るのか、というスタンスによって、具体的に決まってくるものであろう。

ただ、私の印象としては、このケースは親子で解決できるケースとは思えない。性善説に立てば、今後の状況を乞う御期待ということにもなるが、経過を見ていくべきだと言った調査官の意見を聞いてほっとしたというのが印象だった。

通常の場合は刑罰を目的とすることとなるが、家庭裁判所で行う少年事件の場合には基本的には更生を目指すことになる。

非常に凶悪な事件の場合に、世の中の考えとして、裁判所が、加害者の少年

の育成を考えるとということに違和感を感じることもあると思われる。そうした考えが反映され、被害者が意見陳述をするといった制度も入り、これからの少年審判は今までの少年審判とは違う視点が入ってくると思われる。そこで、そうした点についてみなさんの意見を聞きたいと考えている。

例えば少年院に送致されれば、法律上前科にはならないにせよ、前歴にはなる。少年院には、教育的機能はあるが、刑罰的機能がある点をもっと出すべきであろう。そして、少年法の中で被害者の意見を反映させ、少年の処遇に影響を与える。それで十分ではないだろうか。事案毎に柔軟に対応していけばよいのである。それを余りきれい事のように少年の保護を強調するから、その理解にミスマッチが出て、国民からも不満の声が出るのであろう。

日本の社会も日々動いているわけだが、裁判所もそれを無視して、判断することはできないと思われる。常に社会の動向を家庭裁判所も見ていく必要があるだろう。例えば、1970年代のアメリカで起きた少年事件の中には、広汎性発達障害、その最たるものが学習障害であるが、そういった障害があったため、自己表現ができずに、実際犯した罪と実際の刑罰とにかなりの差異があったことが後日分かったということがあったわけである。こうした障害が見られる場合にそれを判断材料にする場合などは、はっきり分かるためまだよいと思われるが、一般市民から見て、裁判所が信頼される中立的な判断をするためには、社会の動向を踏まえ、犯罪の凶悪性を考え、ペナルティを課すことと更生のバランスを考えていくことが必要であろう。良い結論が何なのかということについてははっきりしたことは言えないが、そのような雑感を持った。

以前、10年位前に被害者の方が亡くなった事件の加害者の少年のうちの1人が、近所に住んでいたことがあった。その少年にどういう処分がなされたのかは分からないが、その後、その人がパチンコ店で窃盗をしたという新聞記事を見た。やはり更生というのは難しいものだということを身近で感じた。

父母が反省しているケースは良いが、家庭に帰せないようなケース、親によ

っては子どもを「連れて行ってくれ」、「処分してくれ」と言う場合がある。こうした場合、山梨県内に行き場はあるのか。

少年の非行化の程度がそれほど深化しておらず、家庭の保護能力が低い場合は、児童福祉法による対応となり、児童相談所や里親制度といったものがある。

(2) ビデオ中断後、最後まで視聴した後で行った意見交換。

結末について感想を聞かせていただきたい。

子どもが根っから悪いということは余り無いのではなかろうか。このビデオでも親がそうさせたところもあるようだ。したがって、子どもの環境を整えることが大切であろう。裁判所もそのことを観察して、力を入れることが重要ではないか。

平成12年の少年法改正（平成13年4月1日施行）では、保護者に関する措置を講じることができるようになったが、強制力がないためなかなか難しいところである。従って、現状は、根気よく親に働きかけるよう努めている。少年が長期に少年院に入り、改心していても、親が変わらなければ元の木阿弥になりかねない。したがって、裁判所としてもそういう場合には、保護観察所長にあらかじめ環境調整を依頼して、働きかけを強化している。

全体の感想をお聞かせ下さい。

本日は勉強になりました。時代によって、少年事件の傾向が現れることについて、確かにそうした点もあるだろうが、少年事件の発達過程における特有の問題は、時代が変わっても基本的には変わらないと考える。そうした普遍的な部分に注意する必要があるだろう。

最近、少年犯罪の低年齢化について少年に厳しい法改正が見られるが、やはり少年法においては、あくまで更生重視であるのだから、12歳の少年にペナルティを課すという方向性は良くないと考える。

最後に、最近では、一つの事件があるとその事件に関心が集まり、その事件を重ねて放送するという報道に在り方が変わってきたことから、面白くないもの

は報道しない一方で、関心の大きい事件、特異な事件が目立つようになっているのではなかろうかという感想を持った。